

## 畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱

	平成21年6月3日付け21農畜機第1115号
一部改正	平成21年6月10日付け21農畜機第1227号
一部改正	平成21年8月21日付け21農畜機第2351号
一部改正	平成21年11月20日付け21農畜機第3474号
一部改正	平成22年2月19日付け21農畜機第4653号
一部改正	平成22年4月23日付け22農畜機第542号
一部改正	平成22年5月26日付け22農畜機第922号
一部改正	平成22年8月24日付け22農畜機第2272号
一部改正	平成22年11月18日付け22農畜機第3343号
一部改正	平成22年12月20日付け22農畜機第3688号
一部改正	平成23年2月21日付け22農畜機第4436号
一部改正	平成23年3月18日付け22農畜機第4857号
一部改正	平成23年4月1日付け22農畜機第5239号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第5340号
一部改正	平成25年4月23日付け25農畜機第303号
一部改正	平成25年8月21日付け25農畜機第2278号
一部改正	平成27年3月9日付け26農畜機第4939号
一部改正	平成28年3月31日付け27農畜機第5427号
一部改正	平成29年3月16日付け28農畜機第6262号
一部改正	令和2年3月31日付け元農畜機第8122号
一部改正	令和2年5月15日付け2農畜機第971号

大家畜及び養豚経営は、短期の運転資金から長期の設備投資資金まで多額の資金が必要であるが、その資金回収には時間を要するとともに、素畜費、飼料費等の資材費や生産物価格の変動が大きいことから毎年度の所得も大きく変動するという特徴を有している。

このような特徴のもと、近年の配合飼料価格の上昇や景気の低迷の影響を受けた畜産物価格の低下等により、借入金の償還が困難となり経営の継続が危ぶまれる状況が生じている。

このため、大家畜及び養豚経営の償還が困難な借入金を長期・低利の資金に一括で借り換えることにより経営の維持と安定を図るため、大家畜及び養豚経営に対する借入金の一括借換えに要する長期・低利の資金（以下「畜産経営維持緊急支援資金」という。）の融通に伴う利子補給事業等に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって大家畜及び養豚経営の改善と国内畜産基盤の維持・発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成21年度畜産業振興事業のうち畜産経営維持緊急支援資金融通事業に係る再公募要領（平成21年6月10日付け21農畜機第1233号）に基づき定めた者とする。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は、事業実施主体が第3及び第4の事業を実施するのに要する資金に充てるため、畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金（以下「基金」という。）を造成する事業とする。

## 第3 畜産経営維持緊急支援資金事業

### 1 事業の種目

- (1) 畜産経営維持緊急支援資金（以下「緊急支援資金」という）の貸付けを行った融資機関に対する利子補給
- (2) (1)の事業の円滑な実施を図るために必要な調査等

### 2 事業の要件等

#### (1) 借換対象資金

緊急支援資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金（以下「借換対象資金」という。）は、貸付対象者が借り入れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち、償還が困難であるものをいう。

#### (2) 借入希望者の要件

借入希望者の要件は、既借入金の借入残高及び年償還額、大家畜又は養豚経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、次のすべてに該当する大家畜又は養豚経営であることとする。

ア 大家畜又は養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること。

イ 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること。

ウ 60歳未満の者が現に主として大家畜又は養豚経営に従事しており、かつ、将来も従事する見込みがあると認められること又は現に主として大家畜又は養豚経営に従事している者が60歳以上である場合には当該者の大家畜又は養豚経営に係る後継者が確定していること。

エ 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、年に1回、環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（家畜の飼養・生産）により点検を行うことが可能であること。

オ 次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとし、別紙様式第1号の配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を経営改善計画（(3)の経営改善計画をいう。）に添付して融資機関に提出すること。

(ア) 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安

定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結について、平成21年度の契約を締結している者が、引き続き平成22年度において契約を締結していること。

- (イ) 新たに平成22年度から契約を締結している者であること。
- (ウ) 平成21年度及び平成22年度のいずれにおいても契約を締結していない者であること。
- (エ) 平成21年度において契約をしていた者で平成22年度において契約を締結しなかった者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあつては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること。

カ 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。

(ア) 農事組合法人

(イ) 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社

(ウ) 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）

(エ) 農業の振興を目的とする法人であつて、地方公共団体又は農業者等が、総社員の表決権の過半数を保有している一般社団法人

(オ) その他都道府県知事等が独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）と協議して認める法人

キ 乳用牛、肉用牛又は豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

経営の種類	家畜の種類	飼養規模 (頭)	
		個人	法人
酪農経営	搾乳を目的としたおおむね16か月齢以上の乳用成雌牛（以下「乳用成雌牛」という。）	15	
肉用牛繁殖経営	子牛生産を目的としたおおむね14か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛（以下「肉専用種繁殖雌牛」という。）	5	15
肉専用種肥育経営又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の肉専用種肥育牛（以下「肉専用種肥育牛」という。）	10	30

乳用種肥育 経営又は乳 用種ほ育育 成経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の乳用種肥育牛（以下「乳用種肥育牛」という。）又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね8か月齢以下の乳用種ほ育育成牛（以下「乳用種ほ育育成牛」という。）	15	45
養豚繁殖経営	子豚生産を目的としたおおむね6ヵ月齢以上の繁殖雌豚（以下「繁殖雌豚」という。）	30	90
養豚肥育経営 又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚（以下「肥育豚」という。）	300	900

(注) 1 当該経営の常時従業者の構成員が一つの家族に属する法人（以下「一戸法人」という。）は個人に含めるものとする。

2 「酪農経営」には、搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売を行う経営を含むものとする。以下同じ。

### (3) 経営改善計画の作成

緊急支援資金の借入れを希望する大家畜及び養豚経営（以下「借入希望者」という。）は、別紙様式第2号の経営改善計画を作成するものとする。また、経営改善計画は、次に掲げるものから成るものとする。

- ア 農家の概要
- イ 負債の要因
- ウ 経営改善に向けた取組状況及び今後の対応方針等
- エ 経営の概況
- オ 緊急支援資金で借り換える資金の内容
- カ 条件緩和の内容

### (4) 貸付期間

緊急支援資金の貸付けは、平成21年度及び22年度とする。

### (5) 融資機関

1の(1)の融資機関は、次に掲げる機関とする。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農林中央金庫
- エ 都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

### (6) 貸付条件

#### ア 貸付限度額

貸付限度額は、3の(1)のエの規定により、都道府県知事又は審査委員会を構成する団体であって都道府県知事が指定する団体の長（以下、「都道府県知事等」という。）の承認を受けた経営改善計画に定める借入計画額とする。

#### イ 償還期限及び据置期間

償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、大家畜経営にあってはそれぞれ25年以内及び5年以内、養豚経営にあってはそれぞれ15年以内及び5年以内とする。

#### ウ 償還方法

償還方法は、元金均等とする。

エ 貸付利率

(ア) 貸付利率は、別表 1 に定める利率とする。

(イ) (ア) に定める貸付利率未満で融資機関が貸し付けることを妨げない。

(7) 審査委員会

3の(1)のウの審査委員会は、都道府県の畜産主務課及び農業に係る資金担当主務課、融資機関、株式会社日本政策金融公庫、農業信用基金協会その他都道府県知事の指定する機関の職員をもって構成するものとする。また、円滑な審査を行うため、畜産特別資金計画書審査基準作成マニュアル(平成18年6月公益社団法人中央畜産会(昭和30年12月1日に社団法人中央畜産会という名称で設立された法人をいう。))を参考に、各都道府県の実情に合った審査基準を設けるものとする。

(8) 経営改善計画の見直し等

ア 緊急支援資金を借り入れた者(以下「借入者」という。)は、大家畜又は養豚経営部門及び経営全体の収支についての記帳を行い、経営改善計画を確実に実施するものとする。

イ 借入者は、経営改善計画の作成年度から5年にわたり、毎年度経営改善計画を見直すものとする(負債比率(負債比率=総負債残高÷(過去3か年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額)×100。以下同じ。)が200パーセント程度を下回る経営においては、この限りではない。)。ただし、経営改善計画達成のために都道府県知事等が必要と認めた場合にあっては、10年以内で引き続き経営改善計画を見直すことができる。

ウ イの見直しを行った場合は、経営改善計画について、3の(1)のアからエまでに規定する手続に準じて都道府県知事等の承認を受けるものとする。ただし、3の(1)のエの理事長への協議を要しないものとする。

エ 都道府県知事等は、ウの承認を行ったときは、事業実施主体に報告するものとする。

(9) 経営改善計画の承認の取消し

ア 都道府県知事等は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、3の(1)のエの承認を取り消すものとする。

(ア) 経営改善計画の達成が困難となったと認められること。

(イ) 経営改善計画の承認取消しの申請がなされたこと。

(ウ) 経営改善計画の承認後に不実記載が認められること。

(エ) (8)のアの借入者が(2)の借入希望者の要件を充たさなくなると認められること。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

① 後継者が不慮の事故等により大家畜又は養豚経営に従事できなくなった場合

② 当初の後継者に代わり、他の者が(2)の要件を充たすこととなった場合

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、(7) の審査基準に適合しなくなったと認められること。

イ アの取消しを行うに当たって、都道府県知事等は、審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

ウ 都道府県知事等は、経営改善計画の取消しを行ったときは、速やかに、借入者、融資機関及び事業実施主体に対して通知するものとする。

### 3 資金の融通と利子補給等

#### (1) 経営改善計画の提出等

ア 緊急支援資金の借入希望者は、2の(3)で作成した経営改善計画を融資機関に提出するものとする。

イ 融資機関は、経営改善計画が提出されたときは、借入希望者が2の(2)の定める要件に該当する者(以下「貸付対象者」という。)であることを確認し、当該経営改善計画の内容を検討した上で、計画の妥当性及び償還可能性に関する意見を付して、経営改善計画と併せて都道府県知事等に提出するものとする。

ウ 都道府県知事等は、融資機関から経営改善計画が提出されたときは、審査委員会を開催し(ただし、負債比率が200パーセント程度を下回る経営はこの限りではない。)、イにより融資機関の付した意見を十分考慮し審査するものとする。

なお、審査に当たっては、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、経営改善計画の内容の確認に係る照会を行うものとする。

エ 都道府県知事等は、ウの審査の結果、妥当であると認められた場合は、別紙様式第3号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業計画書により理事長に協議をした上で、経営改善計画の承認を行うものとする。ただし、負債比率が200パーセント未満の経営に係る経営改善計画については理事長への協議を要しない。

オ 都道府県知事等は、エの承認を行ったときは、速やかに、貸付対象者及び融資機関に通知するものとする。

カ 融資機関は、オの通知を受けたときは、緊急支援資金を貸し付けるとともに、当該資金を貸し付けた旨遅滞なく、事業実施主体に実行報告を行うものとする。

キ 事業実施主体は、カの報告を受けたときは、当該報告を取りまとめて別紙様式第4号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施計画変更承認申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

ク 融資機関は、カの緊急支援資金の貸付けについて、事業実施主体に利子補給金を請求するものとする。

ケ 事業実施主体は、クの請求を行った融資機関に対し、キの承認を受けた事業実施計画に基づき基金から利子補給金を交付するものとする。

コ 借入者は、エの都道府県知事等の承認を受けた経営改善計画につき、当該経営改善計画の内容を変更しようとする場合は、変更後の経営改善計画を融資機関を通じて都道府県知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。

- サ 融資機関は、コにより経営改善計画の提出を受けたときは、イの手続きに準じて都道府県知事等に提出するものとする、
- シ 都道府県知事は、サにより経営改善計画の提出を受けたときは、ウ及びエに準じて承認を行うものとする。ただし、エの理事長への協議は要しない。また、承認した旨を速やかに融資機関に通知するとともに、事業実施主体に報告するものとする。
- ス 融資機関は、シの通知を受けた場合であって、償還予定日及び利子補給金の予定額等に変更が生じる場合は、事業実施主体にその内容を速やかに通知するものとする。

(2) 貸付日

緊急支援資金の貸付けは、(1)のエの経営改善計画の承認後であって毎年度、原則として5月31日(平成21年度を除く。)、8月31日、11月30日及び2月28日(平成22年度を除く。)とするが、畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。

(3) 債権保全措置

緊急支援資金の貸付けに係る債権保全については、通常の物的又は人的担保によることを原則とし、必要に応じ、農業信用保証保険制度の活用を図るものとする。

(4) 借入者の勘定取引の方法

借入者は、農協等との取引に関しては、原則として、多部門にわたる経営資金及び生活資金を一つの勘定で処理する方式による取引によらず、大家畜又は養豚経営部門の取引状況を明確に把握できる勘定取引によるとともに、大家畜又は養豚経営部門及び農家経済の収支に係る記帳により、経営改善計画の的確な実施に努めるものとする。

(5) 償還猶予等に係る特例措置

ア 災害等やむを得ない事情により償還が困難と見込まれる場合は、特例措置として、次に掲げる貸付条件の変更による償還猶予等が認められるものとする。

(ア) 2の(6)のイに規定する償還期限及び据置期間を超えて、償還期限若しくは据置期間を延長すること又は中間据置(償還に入った後、元本の償還を据え置くことをいう。)を設定すること。この場合における延長及び中間据置の期間は、1年とする。

(イ) 2の(6)のウの規定に関わらず、約定償還額を減額すること。

イ アの(ア)及び(イ)の特例措置の対象となる災害等及び対象期間については、それぞれ理事長が別に定めるものとする。

ウ 借入者がアにより特例措置の適用を受けようとする場合は、(1)のコからスまでの規定に準じて経営改善計画の承認等の手続を行うものとする。

エ 事業実施主体は、(1)のカに準じて都道府県知事等から報告を受けた場合は、各四半期の末日現在において、都道府県ごとに特例措置の承認状況を取りまとめて、速やかに理事長に報告するものとする。

(6) 利子補給額等の算定

ア 1の(1)の事業における利子補給に要する経費は、融資機関

の貸付金利が別表 1 に定める利率である場合に、融資機関の緊急支援資金の貸付平均残高に別表 1 に定める利子補給率（以下「利子補給率」という。）をかけて算出される額に相当する額とする。ただし、融資実行年度の翌年度及び翌々年度については、貸付利率の無利子化に必要な額として、貸付平均残高に別表 1 に定める貸付利率（当該貸付利率未満で融資機関が貸し付ける場合にはその利率）をかけて算出する額に相当する額を合わせて計上する。

イ ただし、別表 1 の利子補給を受けた場合に同表に定める貸付利率未満で緊急支援資金を貸し付けることのできる融資機関にあつては、別表 1 の利子補給率と、当該貸し付けることのできる利率及び別表 1 の利子補給率の和から当該融資機関が実際に緊急支援資金を貸し付ける利率を減じて得た率のいずれか低い率で計算した額に相当する額とする。

#### (7) 利子補給事業の停止

ア 事業実施主体は、2 の (9) のアの規定により借入者の経営改善計画の承認が取り消された場合又は借入者が大家畜又は養豚経営を中止した場合には、それ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

イ 都道府県知事等は、アに基づく利子補給事業が停止された場合には、第 7 の 4 に基づく事業実施主体と融資機関との間の必要な事項に関して指導を行うものとする。

#### (8) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 21 年度から令和 18 年度までとする。

ただし、(5) のアの (ア) の規定により緊急支援資金の償還期限が 1 年延長された場合にあつては、この事業の実施期間を 1 年延長するものとする。

### 第 4 畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化事業

#### 1 事業の種目

(1) 農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）に基づき設立された農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対する、緊急支援資金に係る保証債務の弁済に伴う損失の一部を補填するための畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化交付金（以下「保証円滑化交付金」という。）の交付

(2) (1) の事業の円滑な実施を図るために必要な調査等

#### 2 事業の要件等

##### (1) 保証円滑化交付金の交付

ア 基金協会は、融資機関に対して緊急支援資金に係る保証債務を弁済しようとする場合には、別紙様式第 5 号の畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化事業に係る代位弁済承認申請書を作成し、あらかじめ都道府県知事と協議の上、事業実施主体を経由し、理事長の承認を受けるものとする。

- イ 事業実施主体は、基金協会が融資機関に対し緊急支援資金に係る保証債務の弁済をした場合には、当該弁済額（当該保証債務に係る独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）からの保険金受領額又はその予定額を除く。以下「弁済額」という。）に0.5を乗じて得た額を限度額として、保証円滑化交付金を交付するものとする。
- ウ アの承認は、次に掲げる事項に該当する場合には行わないものとする。ただし、（ア）、（イ）又は（オ）に該当することについて、融資機関及び基金協会の責めに帰することができない場合は、この限りではない。
- （ア）第3の2に定める借換対象資金及び借入希望者の要件を満たしていない場合
- （イ）都道府県知事等の承認を受けた経営改善計画において不実の記載が認められる場合
- （ウ）信用基金との間に保険関係が成立していない保証債務の場合
- （エ）緊急支援資金の償還が困難であると認められない場合
- （オ）この要綱及び第5の1に基づく要領等の規定に違反することが認められる場合
- （2）保証円滑化交付金の申請等
- ア 基金協会は、事業主体に対して、基金協会が当該保証債務の弁済を行った日から起算して6か月以内に保証円滑化交付金の交付を申請できるものとする。
- イ 事業主体は、アの規定に基づき基金協会からの申請を受けた場合には、当該基金協会に対して、保証円滑化交付金を交付するものとする。
- （3）保証円滑化交付金の返還等
- ア 基金協会は、緊急支援資金に係る保証債務の弁済によって取得した基金協会の求償権（以下「求償権」という。）について、回収に努めるものとする。
- イ 基金協会は、交付を受けた保証円滑化交付金を、緊急支援資金に係る求償権の償却に係る経費に充てることができるものとする。
- ウ 基金協会は、緊急支援資金に係る畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化事業に基づく保証業務が終了（基金協会のすべての緊急支援資金に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。以下同じ。）した場合において、当該基金協会に交付された保証円滑化交付金から、イの求償権の償却に要した経費を差引いた結果、残額がある場合には、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。
- エ 基金協会は、イにより求償権の償却を行った場合には、速やかに別紙様式第6号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業に係る求償権償却報告書を作成し、都道府県知事に報告するとともに、事業実施主体を経由し、理事長に通知するものとする。
- オ 理事長は、保証円滑化交付金の交付後に（1）のウの（ア）から（オ）までに掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、基金協会の責めに帰することができない場合を除き、事業実施主体に対し、基

金協会からの保証円滑化交付金の返還を命じるものとする。

(4) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成21年度から令和18年度までとする。

ただし、(5)のアの(ア)の規定により緊急支援資金の償還期限が1年延長された場合にあつては、この事業の実施期間を1年延長するものとする。

第5 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第4号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施計画承認申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施計画承認申請書を提出した後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施計画変更承認申請書を理事長に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 基金負担の増加を伴う事業費の増

4 事業の委託

(1) 事業実施主体は、この事業の一部を都道府県、都道府県知事が指定する信用農業協同組合連合会、その他理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

(2) (1)の規定により委託する場合、委託要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

第6 事業の推進指導等

1 事業実施主体は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）と連携し、効率的な実施となるよう努めるものとする。

2 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨及び内容の周知徹底、融資機関その他の関係機関に対する指導及び助言、借入者に対する必要な指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第7 基金の造成及び管理運用

- 1 事業実施主体は、機構からの補助をもって基金を設けるものとする。
- 2 事業実施主体は、基金を他の勘定と区分して経理するものとする。
- 3 事業実施主体は、第3及び第4の事業を実施する場合を除き、基金を取り崩してはならないものとする。
- 4 基金の運用によって生じた果実は、基金内で区分して管理し、当該額を毎年度機構に返還するものとする。
- 5 事業実施主体が、融資機関に対し利子補給金を交付した後、その交付した利子補給金が適当でないと認められた場合は、次により措置するものとする。
  - (1) 事業実施主体は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表2に定める利息相当額を加算して得た額(以下「返還金」という。)を別表3に定める期限内に基金に納付させる。
  - (2) 事業実施主体は、(1)の期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、(1)の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。
- 6 事業実施主体は、事業実施期間終了後、基金に残額が生じた場合又は事業実施期間中であっても基金に残額が生じることが見込まれるため理事長から返還の指示があった場合には、当該残額又は指示があった額を機構に返還するものとする。

## 第8 機構の補助等

- 1 事業実施主体は、別表4に定める補助対象経費及び補助率により、第3及び第4の事業に要する経費につき基金から支出するものとする。ただし、第3の1の(1)の事業に要する経費については、第3の3の(5)により算出される額以内とする。
- 2 機構は、予算の範囲内において、別表5に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3及び第4の事業に要する経費につき補助するものとする。

## 第9 補助金の交付手続等

- 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第7号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業補助金交付申請書及び概算払請求書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けることとする。
- 2 変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第8号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けることとする。

  - (1) 事業の中止又は廃止

- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることがある。

## 第10 基金の管理状況報告等

### 1 事業の実績報告

(1) 事業実施主体は、機構からの補助金を基金に入金管理した日から起算して1か月を経過した日までに、別紙様式第9号の畜産経営維持緊急支援資金補助事業基金造成実績報告書を理事長へ提出するものとする。

(2) 融資機関は、毎年度終了後遅滞なく、事業実施主体に対して事業実績の報告を行うものとする。

事業実施主体は、提出された報告を取りまとめ、自らの事業の実績とともに、別紙様式第10号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業実績報告書を翌年度の4月20日までに理事長に報告するものとする。

融資機関は、都道府県知事等から要求があった場合には、緊急支援資金の貸付状況につき、別紙様式第11号に準じて作成し都道府県知事等に報告するものとする。

### 2 基金の管理状況報告

事業実施主体は、毎年度、翌年度の4月30日（基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して1か月以内）までに、別紙様式第12号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金管理状況報告書を理事長に提出するものとする。

## 第11 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、機構に対して第9の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、第7の3の規定に基づき基金を取り崩して充てることができる経費（以下「事業経費」という。）に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第10の1の(2)に係る事業実績を報告するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該事業実績年度別報告額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第10の1の(2)に係る事業実績年度別報告書を提出した後において、消費

税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合は、別紙様式第13号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を基金に返戻しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第10の1の（2）に係る事業実績年度別報告書を提出した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

- 4 事業実施主体は、基金を閉鎖した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合は、別紙様式第14号の畜産経営維持緊急支援資金融通事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（基金閉鎖後）を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、基金を閉鎖した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第12 帳簿の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。  
ただし、その保存期間は、事業の完了した年度（基金の収入、支出に関する帳簿等は基金を閉鎖した年度）の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 3 都道府県は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、融資機関、農業信用基金協会、借入者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成21年6月3日付け21農畜機第1115号）  
本要綱は、平成21年6月3日から施行する。

- 附 則（平成21年6月10日付け21農畜機第1227号）
- 1 本要綱の改正は、平成21年6月10日から施行する。
  - 2 この要綱の改正に伴い、改正前の要綱第1の規定に基づく事業実施主体については、改正後の第1の規定に基づく事業実施主体とみなす。

附 則（平成21年8月21日付け21農畜機第2351号）  
本要綱の改正は、平成21年8月21日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け21農畜機第3474号）  
本要綱の改正は、平成21年11月20日から施行する。

附 則（平成22年2月19日付け21農畜機第4653号）  
本要綱の改正は、平成22年2月19日から施行する。

附 則（平成22年4月23日付け22農畜機第542号）  
本要綱の改正は、平成22年4月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月26日付け22農畜機第922号）  
本要綱の改正は、平成22年5月26日から施行する。

附 則（平成22年8月24日付け22農畜機第2272号）  
本要綱の改正は、平成22年8月24日から施行する。

附 則（平成22年11月18日付け22農畜機第3343号）  
本要綱の改正は、平成22年11月18日から施行する。

附 則（平成22年12月20日付け22農畜機第3688号）  
本要綱の改正は、平成22年12月20日から施行する。

附 則（平成23年2月21日付け22農畜機第4436号）  
本要綱の改正は、平成23年2月21日から施行する。

附 則（平成23年3月18日付け22農畜機第4857号）  
本要綱の改正は、平成23年3月18日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第5239号）  
本要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。

- 附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5340号）
- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱による改正後の第11の規定については、第3に規定する平成25年度の事業から適用する。

附 則（平成25年4月23日付け25農畜機第303号）  
この要綱の改正は、平成25年4月23日から施行する。

附 則（平成25年8月21日付け25農畜機第303号）  
この要綱の改正は、平成25年8月21日から施行する。

- 附 則（平成27年3月9日付け26農畜機第4939号）
- 1 この要綱の改正は、平成27年3月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
  - 2 この要綱の改正に伴い、改正前の第7の1の規定に基づく基金については、改正後の第7の1の規定に基づく基金とみなすものとする。

- 附 則（平成28年3月31日付け27農畜機第5427号）
- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
  - 2 平成27年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月16日付け28農畜機第6262号）  
この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日付け元農畜機第8122号）  
この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月15日付け2農畜機第971号）  
この要綱の改正は、令和2年5月15日から施行する。

別表 1

貸付年度	融資機関の 貸付金利 (%)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)
平成 21 年度 (8 月 31 日)	2.95	1.70	1.01
平成 21 年度 (11 月 30 日)	2.95	1.70	1.01
平成 21 年度 (3 月 1 日)	2.95	1.70	1.01
平成 22 年度 (5 月 31 日)	2.85	1.60	1.01
平成 22 年度 (8 月 31 日)	2.55	1.30	1.01
平成 22 年度 (11 月 30 日)	2.55	1.30	1.01
平成 22 年度 (12 月 28 日)	2.75	1.50	1.01
平成 22 年度 (2 月 28 日)	2.85	1.60	1.01
平成 22 年度 (3 月 22 日)	2.85	1.60	1.01

注：融資実行日が融資機関の休業日となった場合は翌営業日とする。

別表 2

利息相当額
利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。
$\text{利息相当額} = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$
a：適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部
b：利子補給金が融資機関に交付された日から第7の4の(1)の返還金が事業実施主体に納付されるまでの日数

別表 3

納付期限
納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないとして事業実施主体が融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して40日目とする。

別表 4

補助対象経費	補助率
1 畜産経営維持緊急支援資金事業	定額
2 畜産経営維持緊急支援資金保証円滑化事業	定額

別表 5

補助対象経費	補助率
事業実施主体が基金を造成するのに要する経費	定額